

# 中華人民共和国専利法（全人代草案）

2008年8月28日修改

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和國專利法（全人大草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

現行專利法	全人大草案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 発明創造の専利権を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の普及応用に有利にし、科学技術の進歩と革新を促進し、社会主義現代化建設の需要に適應するため、特に本法を制定する。	<b>第1条 専利権を保護し、発明創造を奨励し、発明創造の管理や応用を推進し、自主革新能力を高め、科学技術の進歩と社会経済の発展を促進し、イノベーション型国家を建設するため、本法を制定する。</b>
第2条 本法でいう発明創造とは、発明、実用新案、意匠のことを指す。	第2条 本法でいう発明創造とは、発明、実用新案、意匠のことを指す。
第3条 國務院專利行政部門は全国の專利事務の管理に責任を負い、專利出願を一括的に受理及び審査し、法により専利権を付与する。  省、自治区、直轄市人民政府の專利事務を管理する部門は、当該行政区域内の專利管理事務に責任を負う。	第3条 國務院專利行政部門は全国の專利事務の管理に責任を負い、專利出願を一括的に受理及び審査し、法により専利権を付与する。  省、自治区、直轄市人民政府の專利事務を管理する部門は、当該行政区域内の專利管理事務に責任を負う。
第4条 專利を出願する発明創造が国の安全又は重大な利益に係り、秘密保持の必要がある場合は、国の関係規定に基づき処理する。	第4条 專利を出願する発明創造が国の安全又は重大な利益に係り、秘密保持の必要がある場合は、国の関係規定に基づき処理する。
第5条 国の法律、社会公衆道徳に違反する、又は公的利益を妨害する発明創造に対しては、専利権を付与しない。	<b>第5条 国の法律、社会公衆道徳に違反する、又は公的利益を妨害する発明創造に対しては、専利権を付与しない。</b>  <b>遺伝資源によって完成された発明創造については、該当する遺伝資源の入手あるいは利用が、関連する法律、行政法規に違反している場合は、専利権を付与しない。</b>
第6条 当該単位の職務を遂行し又は主に当該単位の物質的技術条件を利用して完成された発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の專利出願の権利は当該単位の専属し、出願が認可された後、当該単位の専利権者となる。  非職務発明創造については、專利出願の権利は発明者又は考案者に専属し、出願が認可された後、当該発明者又は考案者が専利権者となる。  その単位の物質的技術条件を利用して完成された発明創造については、単位と発明者又は考案者間に契約があり、專利出願の権利及び専利権の専属に対して約束がある場合は、その約束に従う。	第6条 当該単位の職務を遂行し又は主に当該単位の物質的技術条件を利用して完成された発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の專利出願の権利は当該単位の専属し、出願が認可された後、当該単位の専利権者となる。  非職務発明創造については、專利出願の権利は発明者又は考案者に専属し、出願が認可された後、当該発明者又は考案者が専利権者となる。  その単位の物質的技術条件を利用して完成された発明創造については、単位と発明者又は考案者間に契約があり、專利出願の権利及び専利権の専属に対して約束がある場合は、その約束に従う。
第7条 発明者又は考案者の非職務発明の專利出願に対し如何なる単位又は個人で	第7条 発明者又は考案者の非職務発明の專利出願に対し如何なる単位又は個人で

中華人民共和國專利法（全人代草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

<p>も規制してはならない。</p>	<p>も規制してはならない。</p>
<p>第8条 二つ以上の単位又は個人が協力して完成させた発明創造、一つの単位又は個人がその他の単位又は個人の委託を受けて完成させた発明創造については、別途協議がある場合を除き、専利出願の権利は単独で完成又は共同で完成させた単位又は個人に帰属し、出願が認可された後、出願した単位又は個人が専利権者となる。</p>	<p>第8条 二つ以上の単位又は個人が協力して完成させた発明創造、一つの単位又は個人がその他の単位又は個人の委託を受けて完成させた発明創造については、別途協議がある場合を除き、専利出願の権利は単独で完成又は共同で完成させた単位又は個人に帰属し、出願が認可された後、出願した単位又は個人が専利権者となる。</p>
<p>第9条 二人以上の出願者が同一の発明創造についてそれぞれ専利を出願した場合、専利権はもっとも先に出願した人に付与される。</p>	<p><b>第9条 同一の発明創造には、1つの専利権のみが付与される。ただし、同一の出願者が同じ日に同一の発明創造について、実用新案専利と発明専利を出願し、先に取得した実用新案専利権がまだ終了しておらず、出願者が当該実用新案専利権の放棄を表明する場合は、発明専利権を付与できる。</b></p> <p>二人以上の出願者が同一の発明創造についてそれぞれ専利を出願した場合、専利権はもっとも先に出願した人に付与される。</p>
<p>第10条 専利出願権及び専利権は譲渡することができる。</p> <p>中国の単位又は個人が外国人に専利出願権又は専利権を譲渡する場合、必ず國務院の関係主管部門の認可を経なければならない。</p> <p>専利出願権又は専利権を譲渡する場合、当事者は書面での契約書を締結し、かつ國務院専利行政部門に登録しなければならず、國務院専利行政部門がそれを公告する。専利出願権又は専利権の譲渡は登記日から発効する。</p>	<p><b>第10条 専利出願権及び専利権は譲渡することができる。</b></p> <p><b>中国の単位あるいは個人が、外国人に専利出願の権利あるいは専利権を譲渡する場合、関連する法律、行政法規の規定に沿って手続きを行わなければならない。</b></p> <p>専利出願権又は専利権を譲渡する場合、当事者は書面での契約書を締結し、かつ國務院専利行政部門に登録しなければならず、國務院専利行政部門がそれを公告する。専利出願権又は専利権の譲渡は登記日から発効する。</p>
<p>第11条 発明及び実用新案の専利権が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、如何なる単位又は個人でも専利権者の許諾を受けずに、その専利を実施すること、即ち、生産経営の目的で、その専利製品を製造、使用、販売の申出、販売、輸入すること、その専利方法を使用すること、及び当該専利方法により直接獲得した製品を使用、販売の申出、販売、輸入することをしてはならない。</p> <p>意匠権が付与された後、如何なる単位又は個人でも専利権者の許諾を受けずに、その専利を実施すること 即ち生産経営の目</p>	<p><b>第11条 発明及び実用新案の専利権が付与された後、本法に別途規定がある場合を除き、如何なる単位又は個人でも専利権者の許諾を受けずに、その専利を実施すること、即ち、生産経営の目的で、その専利製品を製造、使用、販売の申出、販売、輸入すること、その専利方法を使用すること、及び当該専利方法により直接獲得した製品を使用、販売の申出、販売、輸入することをしてはならない。</b></p> <p><b>意匠権が付与された後は、いかなる単位あるいは個人も、専利権者の許諾を得ずその専利を使用してはならない。すなわち生</b></p>

中華人民共和國專利法（全人代草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

<p>的で、その意匠製品を製造、販売、輸入することをしてはならない。</p>	<p><b>産経営を目的としたその意匠製品の製造、販売の申出、販売、輸入を行ってはならない</b></p>
<p>第12条 如何なる単位又は個人でも他人の專利を実施する場合、專利権者と書面による実施許諾契約を締結し、專利権者に專利使用料を支払わなければならない。許諾を受けた人は、契約に規定された以外の如何なる単位又は個人にでも当該專利の実施を許可する権利を有しない。</p>	<p>第12条 如何なる単位又は個人でも他人の專利を実施する場合、專利権者と書面による実施許諾契約を締結し、專利権者に專利使用料を支払わなければならない。許諾を受けた人は、契約に規定された以外の如何なる単位又は個人にでも当該專利の実施を許可する権利を有しない。</p>
<p>第13条 發明專利が出願公開後、出願者はその發明を実施する単位又は個人に適宜額の費用を支払うよう要求することができる。</p>	<p>第13条 發明專利が出願公開後、出願者はその發明を実施する単位又は個人に適宜額の費用を支払うよう要求することができる。</p>
<p>第14条 国の利益又は公共の利益にとって重大な意義を持つ国有企業事業単位の發明專利について、國務院關係主管部門及び省、自治区、直轄市人民政府は國務院の認可を受け、認可された範囲内で普及、応用し、指定された単位による実施を許可することが決定でき、実施単位によって国の規定に基づき、專利権者に使用料を支払うものとする。</p> <p>中国集団所有制単位及び個人の發明專利で、国の利益又は公共の利益にとって重大に意義を持ち、普及、応用の必要がある場合は、前項の規定を参照して処理するものとする。</p>	<p><b>第14条 国有企業・事業機關による發明專利について、國務院の關連主管部門あるいは省、自治区、直轄市人民政府が國家の利益あるいは公共利益に対して重要な意義があるとみなしたものは、國務院の承認を得てから合理的な範囲内での推進運用ができる。その場合、実施機關は專利権者に使用料を支払わなければならない。使用料は双方の協議により決定する。</b></p>
	<p><b>第15条 專利出願の権利あるいは專利権が複数の単位あるいは個人で共有されており、共有者の権利行使に関して約定がある場合はその約定に従う。約定がない場合、共有者は単独で実施すること、あるいは一般の許可方法で他人に当該專利の実施を許可することができる。他人に当該專利の実施を許可する場合、受け取る使用料は共有者間で分配しなければならない。</b></p> <p><b>上述規定の状況を除き、共有される專利出願の権利あるいは專利権の行使には共有者全体の同意を得なければならない。</b></p>
<p>第15条 專利権者はその專利製品又は当該製品の包装上に、專利表記又は專利番号を明記する権利を有する。</p>	<p>第16条 專利権者はその專利製品又は当該製品の包装上に、專利表記又は專利番号を明記する権利を有する。</p>
<p>第16条 專利権が付与された単位は、職務發明創造の發明者又は考案者に対し奨励を与えなければならない、發明創造が実施された後、その普及・応用の範囲及び取得し</p>	<p>第17条 專利権が付与された単位は、職務發明創造の發明者又は考案者に対し奨励を与えなければならない、發明創造が実施された後、その普及・応用の範囲及び取得し</p>

中華人民共和国専利法（全人代草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

<p>た経済効果に基づき、発明者又は考案者に合理的な報酬を与えなければならない。</p>	<p>た経済効果に基づき、発明者又は考案者に合理的な報酬を与えなければならない。</p>
<p>第17条 発明者又は考案者は専利文書の中に、自分が発明者又は考案者であることを明記する権利を有する。</p>	<p>第18条 発明者又は考案者は専利文書の中に、自分が発明者又は考案者であることを明記する権利を有する。</p>
<p>第18条 中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で専利を出願する場合、その所属国と中国の間で締結された協議又は共に加盟している国際条約に基づき、又は互惠の原則に従い、本法に基づき処理する。</p>	<p>第19条 中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で専利を出願する場合、その所属国と中国の間で締結された協議又は共に加盟している国際条約に基づき、又は互惠の原則に従い、本法に基づき処理する。</p>
<p>第19条 中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又は外国のその他の組織が中国で専利を申請する場合及びその他の専利事務を処理する場合は、国務院専利行政部門が指定した専利代理組織に委託して処理しなければならない。</p>	<p><b>第20条 中国に定住所あるいは営業所を持たない外国人、外国企業あるいは外国のその他の組織が、中国で専利出願とその他の専利業務手続を行う場合、法律によって設立された専利代理機関に手続きを委託しなければならない。</b></p>
<p>中国の単位又は個人が国内で専利を出願する場合及びその他の専利事務を処理する場合は、専利代理組織に委託して処理することができる。</p>	<p>中国の単位又は個人が国内で専利を出願する場合及びその他の専利事務を処理する場合は、専利代理組織に委託して処理することができる。</p>
<p>専利代理組織は法律、行政法規を遵守し、被代理人の委託により専利出願又はその他の専利事務を処理しなければならないが、被代理人の発明創造の内容に対し、専利出願がすでに公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する責任を負う。専利代理組織の具体的管理方法は国務院が規定する。</p>	<p>専利代理組織は法律、行政法規を遵守し、被代理人の委託により専利出願又はその他の専利事務を処理しなければならないが、被代理人の発明創造の内容に対し、専利出願がすでに公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する責任を負う。専利代理組織の具体的管理方法は国務院が規定する。</p>
<p>第20条 中国の単位又は個人が国内で完成した発明創造を外国で専利出願する場合は、先ず国務院専利行政部門に専利出願し、その指定した専利代理組織に委託して処理し、かつ本法第4条の規定を遵守しなければならない。</p>	<p><b>第21条 いかなる単位あるいは個人も中国で完成させた発明創造を外国で専利出願することができるが、事前に国務院専利行政部門による機密審査を経なければならない。</b></p>
<p>中国の単位又は個人は、中華人民共和国が加盟している関係国際条約に基づき、専利の国際出願を出すことができる。出願者が専利の国際出願を出す場合、前項の規定を遵守しなければならない。</p>	<p>中国の単位又は個人は、中華人民共和国が加盟している関係国際条約に基づき、専利の国際出願を出すことができる。出願者が専利の国際出願を出す場合、前項の規定を遵守しなければならない。</p>
<p>国務院専利行政部門は、中華人民共和国が加盟している関係国際条約、本法及び国務院の関係規定に基づき専利の国際出願を処理する。</p>	<p>国務院専利行政部門は、中華人民共和国が加盟している関係国際条約、本法及び国務院の関係規定に基づき専利の国際出願を処理する。</p>
<p>第21条 国務院専利行政部門及びその専</p>	<p><b>第22条 国務院専利行政部門及びそ</b></p>

中華人民共和國專利法（全人代草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

<p>利複審委員会は、客観的、公正、正確、適時の要求に従って、法により関係専利の出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p>専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者は、その内容に対し秘密保持の責任を負う。</p>	<p>の専利複審委員会は、客観的、公正、正確、適時の要求に従って、法により関係専利の出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p><b>国務院専利行政部門は、不備のない正確な専利情報を速やかに通達し、定期的に専利公報を出版しなければならない。</b></p> <p>専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者は、その内容に対し秘密保持の責任を負う。</p>
<p>第2章 専利権付与の条件</p>	<p>第2章 専利権付与の条件</p>
<p>第22条 専利権が付与される発明及び実用新案は、新規性、進歩性及び実用性を具備していなければならない。</p> <p>新規性とは、出願日以前に同様の発明又は実用新案が国内外の出版物上で公開発表されたり、国内で公開使用されたことがなく、又はその他の方式で公衆の知るところとなっておらず、また同様の発明又は実用新案が他人より国務院専利行政部門に出願が提出されたことがなく、かつ出願日以降に公開された専利出願文書の中に記載されていないことを指す。</p> <p>進歩性とは、出願日以前にすでにあった技術と比べ、当該発明に突出した実質的特徴及び顕著な進歩が、当該実用新案に実質的特徴及び進歩があることを指す。</p> <p>実用性とは、当該発明又は実用新案が製造又は使用に堪え、かつ積極的な効果を生むことができることを指す。</p>	<p><b>第23条</b> 専利権が付与される発明及び実用新案は、新規性、進歩性及び実用性を具備していなければならない。</p> <p><b>新規性とは、当該発明あるいは実用新案が従来技術に属しておらず、同様の発明あるいは実用新案が出願日以前に他人により国務院専利行政部門に出願提出されたことがなく、かつ出願日以降に公布された専利出願書類あるいは公告された専利書類に記載されていないものを指す。</b></p> <p><b>創造性とは、従来技術と比べて、その発明が突出した実質的特性と著しい進歩を示しており、その実用新案が実質的特性と進歩を示しているものを指す。</b></p> <p>実用性とは、当該発明又は実用新案が製造又は使用に堪え、かつ積極的な効果を生むことができることを指す。</p> <p><b>本法の述べる従来技術とは、出願日以前に国内外で公衆に知られている技術を指す。</b></p>
<p>第23条 専利権を付与する意匠については、出願日以前に国内外出版物上で公開発表された又は国内で公開使用されたことのある意匠と同一又は類似しておらず、かつ他人が先に取得した合法的権利と衝突してはならない。</p>	<p><b>第24条</b> 専利権を付与する意匠は、従来意匠に属さないものでなければならず、また同様の意匠が出願日以前に他人より国務院専利行政部門に出願されたことが無く、かつ出願日以降に公告された専利書類に記載されていないものでなければならない。</p> <p>専利権を付与する意匠は、従来意匠あるいは従来デザインの特徴を組み合わせたものとは明らかな区別が付くものでなければならない。</p> <p>専利権を付与する意匠は、授権以前に他人がすでに取得している合法的権利と衝突</p>

中華人民共和國專利法（全人代草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

	<p>するものであってはならない。</p> <p><b>本法の述べる従来の意匠とは、出願日以前に国内外で公衆に知られている意匠を指す。</b></p>
<p>第24条 専利出願する発明創造について、出願日前6ヶ月以内に、以下何れかの状況があった場合、その新規性を喪失しないものとする。</p> <p>(1) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。</p> <p>(2) 規定された学術会議或いは技術会議上で初めて発表された場合。</p> <p>(3) 出願者の同意を得ずに、他人がその内容を漏洩した場合。</p>	<p>第25条 専利出願する発明創造について、出願日前6ヶ月以内に、以下何れかの状況があった場合、その新規性を喪失しないものとする。</p> <p>(1) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。</p> <p>(2) 規定された学術会議或いは技術会議上で初めて発表された場合。</p> <p>(3) 出願者の同意を得ずに、他人がその内容を漏洩した場合。</p>
<p>第25条 以下に掲げる各号には専利権を付与しないものとする。</p> <p>(1) 科学上の発見</p> <p>(2) 知的活動の規則及び方法</p> <p>(3) 疾病の診断及び治療方法</p> <p>(4) 動物と植物の品種</p> <p>(5) 原子核変換方法を用いて取得した物質</p> <p>前項第(4)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。</p>	<p><b>第26条</b> 第25条 以下に掲げる各号には専利権を付与しないものとする。</p> <p>(1) 科学上の発見</p> <p>(2) 知的活動の規則及び方法</p> <p>(3) 疾病の診断及び治療方法</p> <p>(4) 動物と植物の品種</p> <p>(5) 原子核変換方法を用いて取得した物質</p> <p><b>(6) 平面印刷品の図案、色彩あるいは二者の結合によって作成された模様が標識の意味だけを持つデザイン。</b></p> <p>前項第(4)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。</p>
<p>第3章 専利の出願</p>	<p>第3章 専利の出願</p>
<p>第26条 発明又は実用新案の専利を出願するに当たって、願書、明細書及びその要約、専利請求の範囲などの文書を提出しなければならない。</p> <p>願書には、発明又は実用新案の名称、発明者又は考案者の氏名、出願者の氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記しなければならない。</p> <p>明細書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とする、明確で完全な説明を行い、必要な場合 図面を付けなければならない。要</p>	<p><b>第27条</b> 発明又は実用新案の専利を出願するに当たって、願書、明細書及びその要約、専利請求の範囲などの文書を提出しなければならない。</p> <p>願書には、発明又は実用新案の名称、発明者又は考案者の氏名、出願者の氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記しなければならない。</p> <p>明細書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とする、明確で完全な説明を行い、必要な場合 図面を付けなければならない。要</p>

中華人民共和國專利法（全人代草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

<p>約は、発明又は実用新案の技術要点を簡単に説明しなければならない。</p> <p>專利請求の範囲は明細書を依拠とし、專利に保護を求める範囲について説明しなければならない。</p>	<p>約は、発明又は実用新案の技術要点を簡単に説明しなければならない。</p> <p>專利請求の範囲は明細書を依拠とし、專利に保護を求める範囲について説明しなければならない。</p> <p><b>遺伝資源により完成された発明創造について、出願者は專利出願書類上でその遺伝資源の直接的由来と原始的由来を申告しなければならない。出願者が原始的由来について申告できない場合はその理由も説明しなければならない。</b></p>
<p>第27条 意匠專利の出願に当たって、願書及び当該意匠の図面又は写真などの文書を提出し、かつ当該意匠を使用する製品及びその所属する分類を明記しなければならない。</p>	<p>第28条 意匠專利の出願に当たって、願書及び当該意匠の図面又は写真などの文書を提出し、かつ当該意匠を使用する製品及びその所属する分類を明記しなければならない。</p>
<p>第28条 國務院專利行政部門が、專利出願書を受け取った日を出願日とする。出願文書が郵送された場合は、郵送した消印日を出願日とする。</p>	<p>第29条 國務院專利行政部門が、專利出願書を受け取った日を出願日とする。出願文書が郵送された場合は、郵送した消印日を出願日とする。</p>
<p>第29条 出願者は発明又は実用新案が外国で初めて專利出願された日から12ヶ月以内に、又は意匠が外国で初めて專利出願された日から6ヶ月以内に、中国で再び同様のテーマについて專利を出願する場合、当該外国と中国間で締結された協議又は共に加盟している国際条約に基づき、又は相互に優先権を認める原則に従い、優先権を享有することができる。</p> <p>出願者は発明又は実用新案が中国で初めて專利出願された日から12ヶ月以内に、國務院專利行政部門に同様のテーマについて專利を出願する場合、優先権を享有することができる。</p>	<p>第30条 出願者は発明又は実用新案が外国で初めて專利出願された日から12ヶ月以内に、又は意匠が外国で初めて專利出願された日から6ヶ月以内に、中国で再び同様のテーマについて專利を出願する場合、当該外国と中国間で締結された協議又は共に加盟している国際条約に基づき、又は相互に優先権を認める原則に従い、優先権を享有することができる。</p> <p>出願者は発明又は実用新案が中国で初めて專利出願された日から12ヶ月以内に、國務院專利行政部門に同様のテーマについて專利を出願する場合、優先権を享有することができる。</p>
<p>第30条 出願者が優先権を主張する場合、出願時に書面による声明を提出し、かつ3ヶ月以内に最初に提出した專利出願文書の副本を提出しなければならない。書面による声明を出さず又は期限を過ぎても專利出願文書の副本を提出しない場合、優先権を主張していないものと見なす。</p>	<p>第31条 出願者が優先権を主張する場合、出願時に書面による声明を提出し、かつ3ヶ月以内に最初に提出した專利出願文書の副本を提出しなければならない。書面による声明を出さず又は期限を過ぎても專利出願文書の副本を提出しない場合、優先権を主張していないものと見なす。</p>
<p>第31条 一件の発明又は実用新案の專利出願は、一項目の発明又は実用新案に限られなければならない。一つの総体的発明案に属する二項目以上の発明又は実用新案は、</p>	<p><b>第32条</b> 一件の発明又は実用新案の專利出願は、一項目の発明又は実用新案に限られなければならない。一つの総体的発明案に属する二項目以上の発明又は実用新案</p>

中華人民共和国専利法（全人代草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

<p>一件の出願として提出することができる。</p> <p>一件の意匠専利出願は、一種類の製品に使用される一項目の意匠に限られなければならない。同一種別でかつセットで販売又は使用される製品に用いられる二項目以上の意匠は、一件の出願として提出することができる。</p>	<p>は、一件の出願として提出することができる。</p> <p><b>1件の意匠出願は、1つの意匠に限られなければならない。同一の製品に2つ以上の類似意匠がある、あるいは同一種類区分に属し、且つ1セットとして販売あるいは使用する製品に用いられる2つ以上の意匠については、1件の出願として提出することができる。</b></p>
<p>第32条 出願者は専利権が付与される前に、その専利出願をいつでも取り下げることができる。</p>	<p>第33条 出願者は専利権が付与される前に、その専利出願をいつでも取り下げることができる。</p>
<p>第33条 出願者はその専利出願文書に対し修正を行うことができるが、発明及び実用新案の専利出願文書に対する修正は、元の明細書及び専利請求の範囲に記載された範囲を超えてはならず、意匠の専利出願文書に対する修正は、元の図面又は写真に示された範囲を超えてはならない。</p>	<p>第34条 出願者はその専利出願文書に対し修正を行うことができるが、発明及び実用新案の専利出願文書に対する修正は、元の明細書及び専利請求の範囲に記載された範囲を超えてはならず、意匠の専利出願文書に対する修正は、元の図面又は写真に示された範囲を超えてはならない。</p>
<p>第4章 専利出願の審査と認可</p>	<p>第4章 専利出願の審査と認可</p>
<p>第34条 国務院専利行政部門は発明専利の出願を受理した後、方式審査を経て本法の要求に符合していると認めた場合、出願日から満18ヶ月後に公開する。国務院専利行政部門は出願者の請求に基づき、その出願を早期公開することができる。</p>	<p>第35条 国務院専利行政部門は発明専利の出願を受理した後、方式審査を経て本法の要求に符合していると認めた場合、出願日から満18ヶ月後に公開する。国務院専利行政部門は出願者の請求に基づき、その出願を早期公開することができる。</p>
<p>第35条 発明専利出願は出願日から三年以内に、国務院専利行政部門は、出願者が随時提出した請求に基づき、その出願に対し実体審査を行うことができる。出願者に正当な理由がなく、期限を過ぎても実体審査を請求しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p> <p>国務院専利行政部門は必要と認める時に、自ら発明専利出願に対し実体審査を行うことができる。</p>	<p>第36条 発明専利出願は出願日から三年以内に、国務院専利行政部門は、出願者が随時提出した請求に基づき、その出願に対し実体審査を行うことができる。出願者に正当な理由がなく、期限を過ぎても実体審査を請求しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p> <p>国務院専利行政部門は必要と認める時に、自ら発明専利出願に対し実体審査を行うことができる。</p>
<p>第36条 発明専利の出願者が実体審査を請求する時に、出願日以前におけるその発明に係る参考資料を提出しなければならない。</p> <p>すでに外国で出願が提出された発明専利について、国務院行政部門は出願者に指定期限内に、当該国がその出願を審査するため検索した資料又は審査結果の資料を提出</p>	<p>第37条 発明専利の出願者が実体審査を請求する時に、出願日以前におけるその発明に係る参考資料を提出しなければならない。</p> <p>すでに外国で出願が提出された発明専利について、国務院行政部門は出願者に指定期限内に、当該国がその出願を審査するため検索した資料又は審査結果の資料を提出</p>

中華人民共和國專利法（全人代草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

<p>するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p>	<p>するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p>
<p>第37条 國務院專利行政部門は發明專利出願に対し実体審査を行った後、本法の規定に一致しないと認めた場合、出願者に通知しなければならず、指定する期限内に答弁陳述を行い、又はその出願に対し修正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p>	<p>第38条 國務院專利行政部門は發明專利出願に対し実体審査を行った後、本法の規定に一致しないと認めた場合、出願者に通知しなければならず、指定する期限内に答弁陳述を行い、又はその出願に対し修正するよう要求する。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合は、当該出願は取り下げられたものと見なされる。</p>
<p>第38条 發明專利の出願について出願者が意見陳述又は修正を行った後、國務院專利行政部門が尚本法の規定に符合していないと認める場合、拒絶しなければならない。</p>	<p>第39条 發明專利の出願について出願者が意見陳述又は修正を行った後、國務院專利行政部門が尚本法の規定に符合していないと認める場合、拒絶しなければならない。</p>
<p>第39条 發明專利出願は実体審査を受け、拒絶理由が見つからなかった場合、國務院專利行政部門は發明專利権を付与する決定を出し、發明專利証書を交付し、同時に登記して公告する。發明專利権は公告日から有効となる。</p>	<p>第40条 發明專利出願は実体審査を受け、拒絶理由が見つからなかった場合、國務院專利行政部門は發明專利権を付与する決定を出し、發明專利証書を交付し、同時に登記して公告する。發明專利権は公告日から有効となる。</p>
<p>第40条 実用新案及び意匠の專利出願は方式審査を受け、拒絶理由が見つからなかった場合、國務院專利行政部門は実用新案又は意匠権を付与する決定を出し、相応する專利証書を交付し、同時に登記して公告する。実用新案及び意匠権は公告日から有効となる。</p>	<p>第41条 実用新案及び意匠の專利出願は方式審査を受け、拒絶理由が見つからなかった場合、國務院專利行政部門は実用新案又は意匠権を付与する決定を出し、相応する專利証書を交付し、同時に登記して公告する。実用新案及び意匠権は公告日から有効となる。</p>
<p>第41条 國務院專利行政部門は專利複審委員会を設置する。專利出願者は國務院專利行政部門の出願拒絶の決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に、專利複審委員会に再審を請求することができる。專利再審査委員会は再審した後決定を出し、かつ專利出願者に通知する。</p>	<p>第42条 國務院專利行政部門は專利複審委員会を設置する。專利出願者は國務院專利行政部門の出願拒絶の決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に、專利複審委員会に再審を請求することができる。專利再審査委員会は再審した後決定を出し、かつ專利出願者に通知する。</p>
<p>專利出願者は專利複審委員会の再審決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。</p>	<p>專利出願者は專利複審委員会の再審決定に対し不服がある場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。</p>
<p>第5章 專利権の存続期間、消滅及び無効</p>	<p>第5章 專利権の存続期間、消滅及び無効</p>
<p>第42条 發明專利権の期限は20年とし、実用新案と意匠権の期限は10年とし、何れも出願日から計算するものとする。</p>	<p>第43条 發明專利権の期限は20年とし、実用新案と意匠権の期限は10年とし、何れも出願日から計算するものとする。</p>
<p>第43条 專利権者は專利権を付与された</p>	<p>第44条 專利権者は專利権を付与された</p>

中華人民共和國專利法（全人代草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

<p>年から年金を納めなければならない。</p>	<p>年から年金を納めなければならない。</p>
<p>第44条 以下何れかの状況がある場合、                  専利権は期限満了前に消滅するものとする。</p> <p>(1) 規定に基づき年金を納付していない場合。</p> <p>(2) 専利権者が書面での声明を以てその専利権を放棄した場合。</p> <p>専利権が期限満了以前に消滅する場合、                  國務院専利行政部門が登記及び公告するものとする。</p>	<p>第45条 以下何れかの状況がある場合、                  専利権は期限満了前に消滅するものとする。</p> <p>(1) 規定に基づき年金を納付していない場合。</p> <p>(2) 専利権者が書面での声明を以てその専利権を放棄した場合。</p> <p>専利権が期限満了以前に消滅する場合、                  國務院専利行政部門が登記及び公告するものとする。</p>
<p>第45条 國務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、如何なる単位又は個人でも当該専利権の付与が本法の関係規定に一致しないと認めた場合、専利複審委員会に当該専利権の無効宣告を請求することができる。</p>	<p>第46条 國務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、如何なる単位又は個人でも当該専利権の付与が本法の関係規定に一致しないと認めた場合、専利複審委員会に当該専利権の無効宣告を請求することができる。</p>
<p>第46条 専利複審委員会は専利権の無効宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び専利権者に通知しなければならない。専利権の無効宣告が決定された場合、國務院専利行政部門がそれを登記及び公告するものとする。</p> <p>専利複審委員会による専利権無効宣告又は専利権維持の決定に不服する場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。</p>	<p>第47条 専利複審委員会は専利権の無効宣告請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び専利権者に通知しなければならない。専利権の無効宣告が決定された場合、國務院専利行政部門がそれを登記及び公告するものとする。</p> <p>専利複審委員会による専利権無効宣告又は専利権維持の決定に不服する場合、通知を受け取った日から3ヶ月以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は無効宣告請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。</p>
<p>第47条 無効宣告された専利権は初めから存在しなかったものと見なされる。</p> <p>専利権無効宣告の決定は、専利権無効宣告の前に人民法院が出しかつすでに執行している専利権侵害の判決及び裁定、すでに履行又は強制執行されている専利権侵害係争の処理決定、及びすでに履行されている専利実施許諾契約又は専利権譲渡契約に対しては、遡及力を持たない。但し、専利権者の悪意により他人にもたらした損失は、賠償しなければならない。</p> <p>前項の規定に従い、専利権者又は専利譲渡人が専利実施の許諾を受けた人又は専利</p>	<p>第48条 無効宣告された専利権は初めから存在しなかったものと見なされる。</p> <p>専利権無効宣告の決定は、専利権無効宣告の前に人民法院が出しかつすでに執行している専利権侵害の判決及び裁定、すでに履行又は強制執行されている専利権侵害係争の処理決定、及びすでに履行されている専利実施許諾契約又は専利権譲渡契約に対しては、遡及力を持たない。但し、専利権者の悪意により他人にもたらした損失は、賠償しなければならない。</p> <p>前項の規定に従い、専利権者又は専利譲渡人が専利実施の許諾を受けた人又は専利</p>

中華人民共和國專利法（全人代草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

<p>権受譲者に專利使用料又は專利權讓渡料を返還せず、明らかに公平原則に違反する場合は、專利權者又は專利權讓渡人は、專利実施の許諾を受けた人又は專利權讓受人に專利使用料又は專利權讓渡料の全額又は一部を返還しなければならない。</p>	<p>権受譲者に專利使用料又は專利權讓渡料を返還せず、明らかに公平原則に違反する場合は、專利權者又は專利權讓渡人は、專利実施の許諾を受けた人又は專利權讓受人に專利使用料又は專利權讓渡料の全額又は一部を返還しなければならない。</p>
<p>第6章 專利実施の強制許諾</p>	<p>第6章 專利実施の強制許諾</p>
<p>第48条 実施条件を有する単位が、合理的な条件で發明又は實用新案の專利權者に、その專利の実施許諾を請求し、合理的な期間内にこれらの許諾が受けられなかった時には、國務院專利行政部門が当該單位の申請に基づき、当該發明專利又は實用新案の実施に強制許諾を与えることができる。</p>	<p><b>第49条 下記の状況のいずれかに当てはまる場合、國務院專利行政部門は、実施条件を備えた単位あるいは個人の申請に基づいて、發明あるいは實用新案の実施を強制許諾できる。</b></p> <p>(1) 專利權取得日から3年が満了し、かつ專利出願日から4年が満了しているのに、專利權者が正当な理由も無く專利を実施していない、あるいはその專利を十分に実施していない。</p> <p>(2) 專利權者のその專利權の行使行為が、司法、行政過程を経て競争の排除、制限行為と確定され、出願者に強制許諾を与える必要があるもの。</p>
<p>第49条 国に緊急事態又は非常事態が発生した場合、又は公的利益のために、國務院專利行政部門は發明專利又は實用新案の実施に強制許諾を与えることができる。</p>	<p>第50条 国に緊急事態又は非常事態が発生した場合、又は公的利益のために、國務院專利行政部門は發明專利又は實用新案の実施に強制許諾を与えることができる。</p>
	<p><b>第51条 公共の健康を目的として中国で專利權を取得した薬品に対し、國務院專利行政部門はその製品の製造と下記の国あるいは地域への輸出を強制許諾できる。</b></p> <p>(1) 後発開発途上国</p> <p>(2) その薬品の製造能力を持たない、あるいは製造能力が不足しており、中華人民共和國が参加する世界貿易機関（WTO）の関連条約により関係手続きをすでに行っている成員。</p>
<p>第50条 專利權を取得した發明又は實用新案がそれより以前にすでに專利權を取得した發明又は實用新案と比べ、顕著な経済的意義をもつ重大な技術的進歩を有し、その実施が前の發明又は實用新案の実施に頼る場合、國務院專利行政部門は、後の專利權者の申請に基づき、前の發明又は實用新案</p>	<p>第52条 專利權を取得した發明又は實用新案がそれより以前にすでに專利權を取得した發明又は實用新案と比べ、顕著な経済的意義をもつ重大な技術的進歩を有し、その実施が前の發明又は實用新案の実施に頼る場合、國務院專利行政部門は、後の專利權者の申請に基づき、前の發明又は實用新案</p>

中華人民共和国専利法（全人代草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

<p>の実施に強制許諾を与えることができる。</p> <p>前項の規定に基づき強制許諾が与えられた状況において、国务院専利行政部門は、前の専利権者の申請に基づき、後の発明又は実用新案の実施にも強制許諾を与えることができる。</p>	<p>案の実施に強制許諾を与えることができる。</p> <p>前項の規定に基づき強制許諾が与えられた状況において、国务院専利行政部門は、前の専利権者の申請に基づき、後の発明又は実用新案の実施にも強制許諾を与えることができる。</p>
	<p><b>第53条 強制許諾が、発明創造の半導体技術に関わる場合、この実施を以下の状況に限る。</b></p> <p>(1) 公共の非商業的使用。</p> <p>(2) 専利権者のその専利権の行使行為が、司法、行政過程を経て競争の排除、制限行為であると確定され、出願者に強制許諾を与える必要がある。</p>
	<p><b>第54条 本法第49条第(2)号、第51条の規定により与えられる強制許諾を除き、強制許諾は国内市場への供給のために実施されなければならない。</b></p>
<p>第51条 本法の規定により強制許諾を申請する単位又は個人は、合理的条件で専利権者と実施許諾契約を締結できなかった証明を提出しなければならない。</p>	<p><b>第55条 本法第49条第(1)号、第52条の規定により強制許諾を出願する単位あるいは個人は、証拠を提供し、合理的な条件で専利権者に対し専利の実施許諾を請求したが、合理的な時間内に許可を得られなかったことの証明を提出しなければならない。</b></p>
<p>第52条 国务院専利行政部門は、なした強制許諾許可の決定を適時に専利権者に通知し、かつ登記し公告しなければならない。</p> <p>強制許諾許可の決定は、強制許諾の理由に基づき、実施する範囲及び期間を定めなければならない。強制許諾の理由が消滅しかつ再び発生しない時に、国务院専利行政部門は、専利権者の請求に基づき、審査を経た後、強制許諾を中止する決定を出さなければならない。</p>	<p>第56条 国务院専利行政部門は、なした強制許諾許可の決定を適時に専利権者に通知し、かつ登記し公告しなければならない。</p> <p>強制許諾許可の決定は、強制許諾の理由に基づき、実施する範囲及び期間を定めなければならない。強制許諾の理由が消滅しかつ再び発生しない時に、国务院専利行政部門は、専利権者の請求に基づき、審査を経た後、強制許諾を中止する決定を出さなければならない。</p>
<p>第53条 強制許諾を取得した単位又は個人は、独占的な実施権を享受せず、かつ他人に実施を許諾する権利も有しない。</p>	<p>第57条 強制許諾を取得した単位又は個人は、独占的な実施権を享受せず、かつ他人に実施を許諾する権利も有しない。</p>
<p>第54条 強制許諾を取得した単位又は個人は、専利権者に合理的な使用料を支払わなければならない。その金額は双方の協議によって決める。双方の協議が成立しなかった場合、国务院専利行政部門によって裁定する。</p>	<p>第58条 強制許諾を取得した単位又は個人は、専利権者に合理的な使用料を支払わなければならない。その金額は双方の協議によって決める。双方の協議が成立しなかった場合、国务院専利行政部門によって裁定する。</p>
<p>第55条 専利権者が国务院専利行政部門</p>	<p>第59条 専利権者が国务院専利行政部</p>

中華人民共和國專利法（全人代草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

<p>の強制許諾に関する決定に不服する場合、及び専利権者と強制許諾を取得した単位及び個人が、國務院専利行政部門の強制許諾に関する使用料の裁定に不服する場合は、通知を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。</p>	<p>門の強制許諾に関する決定に不服する場合、及び専利権者と強制許諾を取得した単位及び個人が、國務院専利行政部門の強制許諾に関する使用料の裁定に不服する場合は、通知を受け取った日から3ヶ月以内に人民法院に提訴することができる。</p>
<p>第7章 専利権の保護</p>	<p>第7章 専利権の保護</p>
<p>第56条 発明又は実用新案の専利権の保護範囲は、その専利請求の範囲の内容を基準とし、明細書及び付属図面を専利請求の範囲の解釈に用いることができる。</p> <p>意匠権の保護範囲は、図面及び写真に示された当該意匠の専利製品を基準とする。</p>	<p>第60条 発明又は実用新案の専利権の保護範囲は、その専利請求の範囲の内容を基準とし、明細書及び付属図面を専利請求の範囲の解釈に用いることができる。</p> <p>意匠権の保護範囲は、図面及び写真に示された当該意匠の専利製品を基準とする。</p>
<p>第57条 専利権者の許諾を得ずにその専利を実施し、即ちその専利権を侵害し、紛糾を引き起こした場合、当事者の協議によって解決する。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合は、専利権者又は利害関係者は人民法院に提訴することができ、また専利事務を管理する部門に処理を請求することもできる。専利事務を管理する部門が処理する時、権利侵害行為が成立すると認められた場合は、権利侵害者に即時権利侵害行為を停止するよう命ずることができる。当事者が不服する場合、処理通知を受け取った日から15日以内に、「中華人民共和國行政訴訟法」に基づき、人民法院に提訴することができる。権利侵害者が期限を過ぎても提訴せず、権利侵害行為も停止しない場合は、専利事務を管理する部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う専利事務を管理する部門は、当事者の請求に基づき、専利権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合当事者は、「中華人民共和國民事訴訟法」に基づき、人民法院に提訴することができる。</p>	<p>第61条 専利権者の許諾を得ずにその専利を実施し、即ちその専利権を侵害し、紛糾を引き起こした場合、当事者の協議によって解決する。協議を望まない又は協議が成立しなかった場合は、専利権者又は利害関係者は人民法院に提訴することができ、また専利事務を管理する部門に処理を請求することもできる。専利事務を管理する部門が処理する時、権利侵害行為が成立すると認められた場合は、権利侵害者に即時権利侵害行為を停止するよう命ずることができる。当事者が不服する場合、処理通知を受け取った日から15日以内に、「中華人民共和國行政訴訟法」に基づき、人民法院に提訴することができる。権利侵害者が期限を過ぎても提訴せず、権利侵害行為も停止しない場合は、専利事務を管理する部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う専利事務を管理する部門は、当事者の請求に基づき、専利権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合当事者は、「中華人民共和國民事訴訟法」に基づき、人民法院に提訴することができる。</p>
<p>第57条第2項 専利権侵害係争が新製品の製造方法の発明専利に係る場合、同様の製品を製造する単位又は個人がその製品の製造方法が専利の方法と異なることの証明を提供しなければならない。専利権侵害係争が実用新案専利に及ぶ場合、人民法院又は専利事務を管理する部門は、専利権者に國務院専利行政部門がなした検索報告を出すよう要求することができる。</p>	<p><b>第62条 専利権の侵害紛争が実用新案専利あるいは意匠専利に関わる場合、人民法院あるいは専利業務管理部門は専利権者あるいは利害関係者に対し國務院専利行政部門が作成した専利権評価報告を提出するよう要求できる。</b></p> <p><b>國務院専利行政部門は、専利権者あるい</b></p>

中華人民共和國專利法（全人代草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

	<p>は利害関係者の請求に基づき、関連する実用新案あるいは意匠に対して、検索、分析、評価を実施し、専利権評価報告を作成する。専利権報告は人民法院と専利業務管理部門が専利権の有効性を判断する初歩的証拠である。</p>
	<p><b>第63条</b> 専利権侵害紛争中、権利侵害と控訴された側が、その実施技術あるいはデザインが従来技術あるいは従来デザインに属することを証明できる証拠を持っている場合、専利権侵害とはみなされない。</p>
<p>第58条 他人の専利を盗用した場合、法に基づき民事責任を負う以外に、専利事務を管理する部門が責任を持って是正を命じかつ公告を出し、違法所得を没収し、かつ違法所得の3倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない場合は、5万元以下の罰金を科することができる。犯罪を構成した場合は、法に基づき刑事責任を追及する。</p>	<p><b>第64条</b> 他人の専利を偽造した場合、法によって民事責任を負う以外に、専利管理業務部門は改善命令を出し、これを公告し、違法所得を没収する。また、違法所得の4倍以下の罰金を併科ことができ、違法所得がない場合、20万以下の罰金を科することができる。犯罪とみなされる場合、法によって刑事責任を追及する。</p>
<p>第59条 非専利製品を専利製品と偽る、非専利方法を専利方法と偽った場合は、専利事務を管理する部門が責任を持って是正を命じかつ公告を出し、5万元以下の罰金を科することができる。</p>	<p><b>第65条</b> 非専利製品を専利製品と虚偽表示した場合、また非専利方法を専利方法と虚偽表示した場合、専利業務管理部門は改善命令を出し、これを公告し、違法所得を没収する。また、20万元以下の罰金を科することができる。</p>
<p>第60条 専利権侵害の賠償金額は、権利者の権利侵害により受けた損失又は権利侵害者が権利侵害によって獲得した利益に基づき確定する。権利侵害を受けた人の損失又は権利侵害者が獲得した利益を確定することが難しい場合は、当該専利許諾使用料の倍数を参照し、合理的に確定する。</p>	<p><b>第66条</b> 専利権侵害の賠償金額は、当事者が協議の上決定する。協議が成立しない場合、権利者が権利侵害により被った損失、あるいは権利侵害者が権利侵害により獲得した利益によって決定する。権利侵害による損失あるいは権利侵害による獲得利益の確定が難しい場合、その専利許可の使用料の倍数を参照し適切な金額を決定する。権利者の損失、権利侵害者の獲得した利益と専利使用料がどれも確定が難しい場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質、状況などの要素に基づき、1万元以上100万元以下の賠償を決定する。</p> <p>専利権の侵害による賠償は、専利権者が権利侵害行為を制止するため支払った合理的な支出が含まれるべきである。</p>
<p>第61条 専利権者又は利害関係者が、他人が権利侵害行為を行っている又は行おうとしていることを証明する証拠を有し、即座に差し止めないと、その合法的權益が補</p>	<p><b>第67条</b> 専利権者あるいは利害関係者が、他人がその専利権を侵害している、あるいはその専利権を侵害しようとしていて、速やかに制止しなければその合法的權益が</p>

中華人民共和國專利法（全人代草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

<p>填不能な損害を被る恐れがある場合、提訴する前に、人民法院に關係行為の停止と財産の保全措置命令を下すよう要請することができる。</p> <p>人民法院は前項の申請を処理する際、「中華人民共和國民事訴訟法」第93条から第96条及び第99条の規定を適用する。</p>	<p><b>補償の難しいほどの損害を被る恐れがあることを証明できる証拠を持っている場合、起訴以前、起訴期間中に人民法院に対して関連行為の停止命令を執行するよう申請できる。</b></p> <p>人民法院は上述の申請を処理する際、「中華人民共和國民事訴訟法」の財産保全に関する規定を適用する。</p>
	<p><b>第68条 専利権侵害行為を制止するため、証拠が消失する可能性あるいは証拠の取得が困難になる可能性がある状況下で、専利権者あるいは利害関係者は起訴以前に人民法院に証拠保全を申請できる。</b></p> <p>人民法院は申請を受け取った時から48時間以内に裁定を下さなければならない。保全措置を実施すると裁定した場合、これを速やかに執行しなければならない。</p> <p>人民法院は保全措置の実施に際し、申請者に担保の提供を命令できる。申請者が担保を提供しない場合は申請を撤回する。</p> <p><b>申請者が人民法院による保全措置を実施日から15日以内に起訴しない場合、人民法院は保全措置を解除しなければならない。</b></p>
<p>第62条 専利権侵害の訴訟時効は2年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った又は知り得べし日より起算するものとする。</p> <p>発明専利出願が公開されてから専利権が付与されるまでの間に、当該発明を使用して適当額の使用料を支払っていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は2年とし、専利権者は他人がその発明を使用していることを知った又は知り得べし日より起算する。但し、専利権者が専利付与日以前に知った又は知り得た場合は、専利権付与日より起算する。</p>	<p>第69条 専利権侵害の訴訟時効は2年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った又は知り得べし日より起算するものとする。</p> <p>発明専利出願が公開されてから専利権が付与されるまでの間に、当該発明を使用して適当額の使用料を支払っていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は2年とし、専利権者は他人がその発明を使用していることを知った又は知り得べし日より起算する。但し、専利権者が専利付与日以前に知った又は知り得た場合は、専利権付与日より起算する。</p>
<p>第63条 以下何れかの状況がある場合は、専利権侵害とは見なさない。</p> <p>(1) 専利権者が製造、輸入又は専利権者の許諾を受けて製造、輸入した専利製品又は専利方法に基づき直接獲得した製品が売りに出された後、当該製品を使用、販売の申出</p>	<p><b>第70条 以下何れかの状況がある場合は、専利権侵害とは見なさない。</b></p> <p><b>(1) 専利権者あるいは許可を取得した単位あるいは個人が製造した専利製品、または専利方法によって直接獲得した製品を販売後、当該製品を使用、販売の申出、販売、</b></p>

中華人民共和國專利法（全人代草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

<p>又は販売する場合。</p> <p>(2) 專利出願日前にすでに同様の製品を製造し、又は同様の方法を使用し、又はすでに製造、使用の必要準備を終えており、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合。</p> <p>(3) 臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国輸送手段が、その所属国と中国間で締結した協議又は共に加盟している国際条約に基づき、または互惠の原則に従い、輸送手段自身の需要のためにその装置と設備において関係專利を使用する場合。</p> <p>(4) 専ら科学研究と実験のために特に関係專利を使用する場合。</p>	<p><b>輸入する場合。</b></p> <p>(2) 專利出願日前にすでに同様の製品を製造し、又は同様の方法を使用し、又はすでに製造、使用の必要準備を終えており、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合。</p> <p>(3) 臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国輸送手段が、その所属国と中国間で締結した協議又は共に加盟している国際条約に基づき、または互惠の原則に従い、輸送手段自身の需要のためにその装置と設備において関係專利を使用する場合。</p> <p>(4) 専ら科学研究と実験のために特に関係專利を使用する場合。</p> <p><b>(5) 行政審査に必要な情報を提供するため、薬品あるいは医療機器を製造する予定がある単位または個人が專利薬品あるいは專利医療器械を製造する場合。</b></p>
<p>第63条第2項 專利権者の許諾を受けずに製造し売り出された專利製品又は專利方法により直接獲得した製品であることを知らずに、それを生産経営を目的として使用又は販売したが、その製品が合法的な来源を持つことを証明できる場合、賠償責任を負わない。</p>	<p><b>第71条 專利権者の許可を得ずに專利権侵害製品が製造販売され、使用者あるいは販売者が專利権侵害製品と知らずに購入し、生産経営を目的として使用、販売許諾、販売した場合、当該製品の合法的な出所を証明できる場合は賠償責任を負う必要はない。</b></p>
<p>第64条 本法第20条の規定に違反して外国に專利を出願し、国家秘密を漏洩した場合、所在単位または上級主管機関が行政処分を与え、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。</p>	<p>第72条 本法第20条の規定に違反して外国に專利を出願し、国家秘密を漏洩した場合、所在単位または上級主管機関が行政処分を与え、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。</p>
<p>第65条 発明者又は考案者の非職務発明創造の專利出願権及び本法で規定するその他の權益を奪い取った場合、所在単位又は上級主管機関が行政処分を与える。</p>	<p>第73条 発明者又は考案者の非職務発明創造の專利出願権及び本法で規定するその他の權益を奪い取った場合、所在単位又は上級主管機関が行政処分を与える。</p>
<p>第66条 專利事務を管理する部門は、社会に向けて專利製品等を推薦する経営活動に関与してはならない。</p> <p>專利事務を管理する部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が改正するよう命じ、影響を除去し、違法収入がある場合はそれを没収し、情状が重い場合は、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法により行政処分を</p>	<p>第74条 專利事務を管理する部門は、社会に向けて專利製品等を推薦する経営活動に関与してはならない。</p> <p>專利事務を管理する部門が前項の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が改正するよう命じ、影響を除去し、違法収入がある場合はそれを没収し、情状が重い場合は、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法により行政処分を</p>

中華人民共和国専利法（全人代草案）（2008年8月28日修改）

太字ゴシックが改正部分

与える。	与える。
第67条 専利管理事務に従事する国家公務員及びその他の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法により行政処分を与える。	第75条 専利管理事務に従事する国家公務員及びその他の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、法により行政処分を与える。
第8章 附則	第8章 附則
第68条 国務院専利行政部門に専利を出願し、及びその他の手続きを行う場合、規定によって費用を納めなければならない。	第76条 国務院専利行政部門に専利を出願し、及びその他の手続きを行う場合、規定によって費用を納めなければならない。
第69条 本法は1985年4月1日より施行する。	第77条 本法は200年〇月〇日より施行する。

このほか、一部の条文に対して文字の修正と条文の番号に対して適切な調整を行う。

本修正案は200年 月 日から施行される。「中華人民共和国専利法」は本修正案に基づき適切な改正を行って、再度公布される。